

目 次

津市規則

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

放置自転車の撤去及び保管

公示送達

津市公告

令和元年度第4回市営住宅補充入居者募集

令和元年12月分津市農用地利用集積計画の決定

開発行為に係る工事の完了

開発行為に係る工事の完了

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

津市上下水道事業告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止

津市選挙管理委員会告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第1号

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条中「にあつては」を「及び津市安濃コミュニティセンターにあつては、」に改める。

第1号様式及び第3号様式から第5号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

津市告示第1号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年1月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年12月2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年12月3日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年12月5日
高茶屋二丁目地内	1	令和元年12月8日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年12月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年12月11日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年12月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年12月12日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年12月13日
高茶屋小森町地内	1	令和元年12月13日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年12月16日
ポルタひさい公共自転車等駐車場	9	令和元年12月16日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年12月17日
桜橋一丁目地内	1	令和元年12月19日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	3	令和元年12月23日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	令和元年12月23日
渋見町地内	1	令和元年12月23日
久居駅前第一公共自転車等駐車場	9	令和元年12月24日
久居駅前第二公共自転車等駐車場	1	令和元年12月24日
桃園駅前公共自転車等駐車場	1	令和元年12月24日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	令和元年12月25日
江戸橋二丁目地内	1	令和元年12月25日

一志町田尻地内	2	令和元年12月26日
一志町八太地内	1	令和元年12月26日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○ ○</p> <p>○○○○○○○○○ ○</p> <p>○○○○○○○○○</p>	令和元年度（平成30年度分）市民税・県民税納税通知書過年度随時3期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○</p>	<p>○○ ○○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○ ○</p> <p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○ ○</p> <p>○○○○○○ ○○○</p> <p>○○○○○ ○○○○</p> <p>○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○ ○○○○○○○○</p> <p>○○○</p>	<p>○○○○○ ○○○○</p> <p>○</p>	令和元年度（平成30年度分）市民税・県民税納税通知書過年度随時3期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○ ○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○ ○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○ ○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○ ○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○○ ○○○</p> <p>○○○○○○○</p>	令和元年度市民税・県民税変更（賦課決定）通知書
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	令和元年度市民税・県民税納税通知書第4期

<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○ ○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○</p>	<p>○○ ○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○ ○○○○○○○</p> <p>○ ○○○○○○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○ ○</p> <p>○○○ ○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期及び 令和元年度（平成30年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○ ○○○○○○</p> <p>○○○○○</p>	<p>○○○○○○○ ○○</p> <p>○○ ○○○○</p>	<p>令和元年度（平成30年 度分）市民税・県民税納 税通知書過年度随時3期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○ ○○○ ○</p> <p>○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○ ○○○</p> <p>○○ ○○○ ○○</p> <p>○○○○○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○ ○○○</p> <p>○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○</p>	<p>○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○</p> <p>○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○</p>	<p>○○○○○○○ ○○</p> <p>○○ ○○○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>
<p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○ ○○○○○</p> <p>○○</p>	<p>令和元年度（平成30年 度分）市民税・県民税変 更（賦課決定）通知書</p>
<p>○○○○○○○○○○○○○○○○</p> <p>○○○○○○○○○○○○</p>	<p>○○○○○ ○○○</p> <p>○ ○○○○○○</p>	<p>令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期</p>

○○○○○○○○	○○ ○○○○	税納税通知書第4期
○○○○○○○○○○	○○ ○○○○	令和元年度市民税・県民 税納税通知書第4期

津市公告第1号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和2年1月6日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和元年度第4回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律

第 1 1 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ
る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金
の支給等に関する法律第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等が
ある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日か
ら起算して 5 年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去 1 年間における所得税
法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）の例に準じて算出した所得金額の合計か
ら次に掲げる額を控除した額を 1 2 で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族 1 人につき 3 8 万円

(イ) 同一生計配偶者で 7 0 歳以上の者又は老人扶養親族 1 人につき 1 0
万円

(ウ) 特定扶養親族 1 人につき 2 5 万円

(エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者 1 人
につき 2 7 万円（特別障害者の場合は、1 人につき 4 0 万円）

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫 1
人につき 2 7 万円（所得金額が 2 7 万円未満である場合には、当該所
得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の
事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な
行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定
する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 1 5
号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う
能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和 2 年 1 月 1 4 日（火）から 1 月 1 7 日（金）までの午前 8 時 3 0 分
から午後 5 時 1 5 分までとします。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館1階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号）第4条第2項又は第3項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第10条第3項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第5条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で20歳に満たない子と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が60歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者

- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和2年1月6日（月）から1月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日及び日曜日、祝日は除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。優先入居住宅のある抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により行います。

公開抽選会は、令和2年2月21日（金）の予定です。

6 募集住宅及び戸数

(1) A区分住宅

- ア 白塚団地 1戸
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,100円 ～ 33,400円
- イ 高洲町アパート 1戸 単身世帯可
津市高洲町20番12号 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 10,500円 ～ 23,100円
- ウ 南阿漕2号館 1戸
津市阿漕町津興222番地8 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 15,300円 ～ 32,000円

- エ 藤方団地 1戸
 津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
 家賃 13,400円 ~ 28,900円
- オ 藤水団地 2戸(1戸)
 津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK
 家賃 19,000円 ~ 41,600円
- カ 雲出 1戸
 津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
 家賃 24,100円 ~ 55,500円
- キ 森団地 1戸 単身世帯可
 津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK
 家賃 7,800円 ~ 10,200円
- ク 中町団地 1戸
 津市久居中町365番地 鉄筋コンクリート3階建 3K
 家賃 10,500円 ~ 24,200円
- ケ 桃里団地A棟 1戸 車椅子使用世帯用
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
 家賃 18,600円 ~ 42,800円

(2) B区分住宅

- ア 南阿漕1号館 1戸
 津市阿漕町津興222番地9 鉄筋コンクリート5階建 3DK
 家賃 13,200円 ~ 19,700円
- イ 朝夕アパート 1戸 単身世帯可
 津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 7,600円 ~ 11,300円
- ウ 西城山アパート 2戸(1戸) 単身世帯可
 津市城山三丁目10番1-204号ほか 鉄筋コンクリート4階建
 2DK
 家賃 8,600円 ~ 12,800円

括弧内の戸数は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数です。

家賃は、令和元年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に
 応じた家賃となります。

また、令和2年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた

家賃となります。

7 入居の時期

令和2年3月初旬の予定です。

津市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和2年1月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市白塚町字白池357番6
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市阿古曾町8番18号
ハウスセンターオカベ株式会社
代表取締役 海原 琢磨

津市公告第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和2年1月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和2年1月8日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市あのかつ台二丁目1番4の一部
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市あのかつ台二丁目1番地4
株式会社伊勢村田製作所
代表取締役 中島 規巨

津市公告第5号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和2年1月15日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札

(2) 売却物件の概要

物件番号及び区分番号	物件の種類	物件の所在	地目又は種類	地積又は延床面積	備考
1	土地	津市半田字奥青谷 3424 番 82	宅地	243.08 m ²	第一種低層住居専用地域
		津市半田字奥青谷 3424 番 84		80.87 m ²	
	建物	津市半田字奥青谷 3424 番地 82 及び同 3424 番地 84	集会所	67.43 m ²	昭和 51 年築 木造スレートぶき平家建
2	土地	津市白山町南出字門田 359 番 1	宅地	2,965.53 m ²	都市計画区域外
	建物	津市白山町南出字門田 359 番地 1	園舎	775.30 m ²	昭和 48 年築 平成 4 年増築 鉄骨造鋼板及びスレートぶき平家建 附属建物 3 棟あり 未登記建物

(3) 売却物件に関する事項

売却物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、土地、建物、工作物、構築物、残置物、立木、擁壁等を含め売却物件の現在における状況の姿のままを意味し、老朽化や損傷等の不具合がある場合も、そのまま引き渡しを行います。このため、次に掲げる事項について十分理解して下さい。

ア 物件番号 1 及び 2 とも、土地及び建物を一体として売却します。

イ 物件番号 1 の土地の階段口については、引き続き、地元自治会がごみ

集積所用地として使用します。

ウ 物件番号1の土地には、建物のほか物置が設置されています。

エ 物件番号1及び2とも、建物は耐震性能が不足する可能性があるため、購入者の判断において必要に応じ耐震診断調査及び耐震補強工事を実施してください。

オ 物件番号1及び2とも、建物は劣化及び損傷が進行しており、雨漏り、建物の傾き等の不具合が見受けられるため、現状のまま利用ができない可能性があります。本市は修復に要する費用の一切を負担しません。

カ 物件番号1及び2とも、地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施していません。購入後、これらが発生した場合でも、本市は埋設物、汚染物等の撤去等に要する費用の一切を負担しません。

キ 物件番号1の土地は、約120㎡の平坦地部分及び約204㎡の傾斜法面崖地部分から構成されています。傾斜法面崖地部分は、必要に応じて擁壁で覆われていますが、東側の立木（桜）周辺は、劣化、損傷が進んでいるため、修繕を要します。

ク 物件番号2の土地には、中部電力株式会社が管理する電力柱1本がありますので、買受人にて同社に対し所有者変更の手続きを行ってください。

ケ 物件番号2の土地を開発する場合は、敷地外周のフェンスの取扱いについて地元の南出獣害対策協議会と協議してください。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職（同条第3項第1号及び第2号に該当する者に限りません。）に属する津市職員である者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者(以下「暴力団員」といいます。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。)である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」といいます。)の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

令和2年1月15日(水)午後1時から令和2年2月4日(火)午後2時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク!が提供するインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます。)で行ってください。

(2) 入札参加申込み(本申込み)

ア 申込期間

令和2年1月15日(水)午後1時から令和2年2月14日(金)午後2時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下「申込書」といいます。）

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状（代理人により入札に参加する場合のみ）

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書（一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ）

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
--------------------	-------	------------------	-------------

1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	1,728,440 円	172,844 円
2	津市白山町南出字門田 359 番 1	23,331,984 円	2,333,199 円

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、前号の表右欄に掲げる金額を入札開始 3 開庁日前（令和 2 年 2 月 1 4 日（金））午後 2 時までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金に納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

5 入札及び開札

(1) 入札期間

令和 2 年 2 月 1 9 日（水）午後 1 時から令和 2 年 2 月 2 6 日（水）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 2 年 2 月 2 6 日（水）午後 1 時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼り付けた上で、2部とも令和2年3月17日（火）午後5時15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許税額 (土地及び建物)
1	津市半田字奥青谷 3424 番 82 及び同 3424 番 84	87,100 円

2	津市白山町南出字門田 359 番 1	489,600 円
---	--------------------	-----------

※ 提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。
- (2) 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

9 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次に掲げる用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及びその者の支配人をいいます。以下同じ。）が次に掲げる者であると認められるとき。

(ア) 暴力団員

(イ) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を原状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

10 売却代金の支払期限及び支払方法

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和2年3月19日（木）午後5時15分までに、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により津市へ納付しなければなりません。

(1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付

(2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

(3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の午後2時までに、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

(1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとしします。

- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる費用は、全て買受人の負担となります。

- (1) 印紙税（印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき、印紙税に相当する金額の収入印紙を契約書に貼り付けてください。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札に参加しようとする方は、1から12までの事項のほか次の各号に掲げる事項について了承の上で申込みを行ってください。

- (1) 入札参加申込みに当たっては、1(2)及び(3)に掲げる売却物件に関する事項を確認するほか、入札参加者において公簿等の閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。
- (2) 入札に参加しようとする売却物件の土地に建物の建築若しくは建替え等が可能か否かについては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、三重県建築基準条例（昭和46年三重県条例第35号）等に基づき指導等がなされる場合がありますので、入札参加者においてあらかじめ関係機関に確認しておいてください。
- (3) 購入後敷地への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、購入者が関係機関と協議の上、建築基準法、都市計画法、道路法（昭和27年法律第180号）その他の関係法令に従い、購入者の負担により行ってください。
- (4) 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

- (5) 共有する目的で申込みをする場合、共同入札者全員が入札参加の資格を有する必要があります。
- (6) 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。
- (7) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファクスを含みます。）等による申込みの受付は行いません。
- (8) 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。
- (9) 物件に係る現地説明会等は開催しません。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。
- (10) 入札参加申込みを行ったすべての者の氏名（名称）、入札価格等入札に関する結果を公表することがあります。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市上下水道事業告示第1号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があったので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年津市水道事業管理規程第14号）第10条第4号の規定により告示する。

令和2年1月15日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社大初	伊勢市宮後三丁目9番12号	平成30年2月1日

津市選挙管理委員会告示第1号

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年1月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示

津市議会の議員及び津市長の選挙における選挙公報の発行に関する規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

掲載文は、津市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が交付する選挙公報掲載文原稿用紙（第2号様式。委員会が提供する同様式の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第3条第2項中「掲載文に写真」の次に「（電磁的記録により作成されたものを含む。次項において同じ。）」を加え、同条第4項中「記載」の次に「し、又は記録」を加える。

第4条第1項中「記載」の次に「又は記録」を加える。

第7条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、「別紙」を「別添」に改める。

第2号様式中「② 写真の裏には、住所、氏名を記入し、上記の枠に合わせてのり付けしてください。」を削り、「③」を「②」に、「④」を「③」に改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、「別紙」を「別添」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。